

「鎌倉市消費生活条例」の改正素案及び内容説明

鎌倉市消費生活条例について、次の内容で改正を検討しています。

この改正素案については、意見公募段階のものであり、今後の条例制定に向けた手続きの中で文言等が修正となることがあります。

1 名称【名称変更】

(仮称) 鎌倉市市民のくらしをまもる条例

【内容説明】

- ・高齢化が進む本市においては、近年、高齢者等の判断力の低下や地域社会からの孤立等に起因する消費者被害が増加傾向にあります。さらにこの様な被害に遭われる方は、繰り返し被害に遭うことがあり、生活困窮に陥ることも危惧されています。このような状況に対応するためには、事業者や関係団体等と連携を図り、消費者被害の未然防止・拡大防止をより一層図っていく必要があると考えています。このことから消費者被害の未然防止や事業者等との連携等の条文を追加するとともに、「市民のくらしをまもる」ことを主題に掲げ、条例名を「鎌倉市消費生活条例」から「(仮称) 鎌倉市市民のくらしをまもる条例」へと変更します。

2 目的【一部変更】 ※下線部分を追加

この条例は、消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条の基本理念にのっとり、高齢化に伴う判断力の低下や地域社会からの孤立等、様々な要因による消費者被害から市民を守り、またその消費者被害から波及する生活困窮等を伴う消費生活の課題を解決するため、消費者の権利の尊重及びその自立の支援に関する施策を定め、福祉サービス等との連携を図ることで、より良い市民のくらしを実現することを目的とする。

【内容説明】

- ・これまでの「鎌倉市消費生活条例」の目的を、今回の改正趣旨を反映した内容に改めます。
- ・今回の改正により、これまでの消費者施策に加え、高齢者や障害者などの判断能力が不十分な方たちが、多重債務を抱え、生活困窮に陥るなどの原因となる消費者トラブルの防止に向け、事業者や関係団体と連携を強化し、消費者施策を推進していくことでより良い市民のくらしを実現することを目指しているため、この趣旨を反映した改正を行います。

3 市の責務【一部変更】 ※下線部分を追加

市は、この条例の目的に即して市民の意見を反映させた消費者施策等を策定し、及び実施する責務を有する。

【内容説明】

- ・これまでの「鎌倉市消費生活条例」の市の責務を、今回の改正趣旨を反映した内容に改めます。
- ・これまでの市の責務は、あくまで消費者施策の範囲において市民の意見を反映させることとしていましたが、今回の改正により福祉の施策との連携も行うため、対象範囲を広げる内容に改めます。

4 消費者被害の未然防止【新規規定】

市は、市民の消費生活の安定及び安全の確保のため、事業者及び関係団体等と連携を図り、消費者被害の未然防止等に必要な施策を講ずるものとする。

【内容説明】

- ・これまでの消費者施策に加え、市が事業者や関係団体等と連携を図りながら消費者被害の未然防止・拡大防止をより一層図っていくことが重要であることから、この新たな取組について明示します。

5 要配慮市民の発見・把握【新規規定】

市は、その組織及び機能の全てを挙げて、消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民及び生活困窮者（以下「要配慮市民」という。）の早期発見・把握に努め、適切な支援につなげるものとする。

【内容説明】

- ・市が、消費生活上特に配慮が必要であると認められる市民及び生活困窮者を「要配慮市民」として位置付け、適切な支援につなげるための取組について明示します。

6 ぐらし見守りネットワーク【新規規定】

- 1 市は、事業者及び関係団体等とともに、要配慮市民が安心して暮らすことができるよう相互に連携を図りながら協力する組織を構築し、事業者及び関係団体等から要配慮市民に関する情報提供（個人情報を含む。）を受け、発見・把握するものとする。
- 2 市は、要配慮市民を発見した場合には、事業者及び関係団体等へ必要に応じ情報提供（個人情報を含む。）を行い、見守りを行うとともに、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）その他の関係法令による支援につなげるものとする。

【内容説明】

- ・市が、事業者等と連携を図り構築する「くらし見守りネットワーク」の位置づけ、及びその取組について明示します。

7 消費者安全確保地域協議会【新規規定】

市は、消費者安全法第11条の3第1項の規定に基づき、鎌倉市消費者安全確保地域協議会を設置し、要配慮市民への支援及び消費者安全の確保のための取組等に関する協議を行うものとする。

【内容説明】

- ・新たに設置する「消費者安全確保地域協議会」の位置づけを明示します。
- ・「消費者安全確保地域協議会」は、消費者安全法第11条の3第1項の規定に基づき、市と関係団体等で組織するものとします。
- ・「消費者安全確保地域協議会」では、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組等に関する協議を行うものとします。

8 庁内包括的支援協議会【新規規定】

- 1 市は、要配慮市民等が抱える複合的な課題に対し包括的な支援を行うため、庁内の市民生活に密接に関係している課等に属する職員により構成される鎌倉市庁内包括的支援協議会を設置する。
- 2 前項に規定する協議会では、同項の目的を達成するため、同項の支援の具体的な内容その他市長が必要と認める事項について協議を行うものとする。

【内容説明】

- ・新たに設置する「庁内包括的支援協議会」の位置づけを明示します。
- ・「庁内包括的支援協議会」は、消費者被害等の早期発見・早期支援を目指し、市民生活に密接に関係している市役所の部課に属する職員で構成する協議会とします。
- ・「庁内包括的支援協議会」では、関係課と連携を図るとともに、消費者被害の背景にある市民生活に関する複合的な課題に対し、包括的な支援が行えるよう情報の共有や課題解決に向けた検討を行います。